

令和4年度埼玉県内部統制評価報告書

埼玉県知事 大野 元裕 は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、「埼玉県内部統制基本方針」を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制の整備及び運用を行っています。

「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向け、継続的に内部統制に取り組むとともに、社会情勢の変化や監査委員からの意見等を踏まえ、適時必要な見直しを行うこととします。

2 評価手続

令和4年度を評価対象期間とし、その最終日である令和5年3月31日を評価基準日として、ガイドラインに従い、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

評価の内容は、全庁的な内部統制の評価及び業務における内部統制の評価となっています。

3 評価結果

全庁的な内部統制の評価は、6つの基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ICTへの対応）で構成する28の評価項目を対象として行った結果、評価項目のそれぞれに対応する条例、規則などの規定が適切に整備・運用されており不備は認められませんでした。

業務における内部統制の評価は、各部局が作成したリスク評価シートを基に、業務において生じるおそれのあるリスクへの対応策の整備状況及びそれに基づく業務の運用状況を対象として行った結果、重大な不備は認められませんでした。

しかしながら、リスク評価シートに記載されていない業務における内部統制について、別紙のとおり1件の重大な不備を把握したことから、財務に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

重大な不備と判断した事案は職員の不正行為によるものであり、このような事案の発生は、県に対する県民の信頼を大きく損なうものです。

本事案に対しては、別紙のとおり改善を行い不備の是正が図られていますが、こうした事案が二度と発生することのないよう、改めて評価結果と是正の状況を全庁に周知し、適正な事務の執行に向けて取り組んでまいります。

令和5年 8月 9日

埼玉県知事 大野 元裕

令和4年度 内部統制の重大な不備及び是正の概要について

令和4年度の業務における内部統制の評価については、下記のとおり1件の運用上の重大な不備を把握しました。

ガイドラインでは、「評価対象期間において運用上の重大な不備が存在する場合、内部統制対象事務に係る内部統制は有効に運用されていないと判断する」とされていることから、令和4年度の内部統制は「有効に運用されていない」という評価結果となりました。

重大な不備と判断した事案は職員の不正行為によるものであり、このような事案の発生は、県に対する県民の信頼を大きく損なうものです。

本事案に対しては、原因の分析や再発防止に向けた改善を行い、不備の是正が図られていますが、こうした事案が二度と発生することのないよう、改めて評価結果と是正の状況を全庁に周知し、適正な事務の執行に向けて取り組んでまいります。

【重大な不備の概要及び是正の状況】

(1) 重大な不備の概要

県土整備部において、在籍していた技師が所属内の金庫から収入印紙70万1千円を窃取したものです。

職員の不正行為は県に対する県民の信頼を大きく損なうものであることから、重大な不備と判断しました。

(2) 是正の状況

本事案が発生した原因は、所属における金庫の鍵の管理が不適切であったこと、また、当該職員の倫理意識が欠けていたことによるものです。

事案が発生した所属では速やかに金庫の鍵の管理方法を改め、金庫の鍵はロッカーに保管して施錠し、ロッカーの鍵を特定の職員が常時携帯することとしました。

また、再発防止に向けた倫理研修を実施し、本事案を自分事として捉え、職務に取り組む意識を改めて見直すことで、公務員としての倫理意識の徹底を図りました。

事案が発生した所属における上記再発防止策のほか、同様の事務を担う県土整備部内の課所に収入印紙の保管状況について一斉点検を行い、消耗品等の適切な管理の徹底を指示するとともに、その保管額についても適切な範囲とするよう注意喚起を行いました。

さらに、全所属に対して上記事案を周知するとともに、服務規律の確保の徹底や不祥事防止に係る職場内研修等の実施等により、全庁的な再発防止を図るよう指示しました。